

【事案Ⅲ－6】自然災害共済金請求

・平成28年3月29日 和解成立

<事案の概要>

雪害により、屋根の損壊および水漏れ被害等が発生したため、自然災害共済金の請求をしたところ、経年劣化を理由に支払われる共済金が少ないことを不服として申立てに及んだもの。

<申立人の主張>

被申立人は、自然災害共済金3,500,000円を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成25年12月28日の雪害にて屋根が損壊した。自然災害共済金として業者から取得した見積書の合計7,108,200円とともに共済金を請求したが、被申立人は、屋根の損害は経年劣化による損傷を放置したために被害が拡大したものであるとし、提示された共済金は307,087円であった。
- (2) 被災前の風水害により屋根が傷んだことから水漏れもあったが、修繕には費用がかかることからそのままとなっていた。共済金の対象となることを知っていたのであれば、その都度共済金請求を行っていたはずである。
- (3) 経年劣化があることを一部認めたとして、見積書金額の約半額、3,500,000円を請求する。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

- (1) 被申立人は自然災害による建物の損傷を一部容認し、申立人に対し、307,087円の支払いを提示している。
- (2) 現場確認から損傷状況を鑑定した結果、老朽化による雨漏りもあり損傷状況が古いため、雪災による影響とは認定できない経年劣化等による損傷と本件事故との因果関係のない部分を認定外とし、雪災による影響と否定できない部分を容認した。
- (3) 本件共済契約の約款・事業規約には、損害防止義務として共済金支払対象に災害が生じた場合は、損害の発生および拡大の防止に努めなければならない旨を、契約者に義務として課している。申立人からの業者修理見積り費用は、当該建物の以前からの損害の拡大と、経年劣化による修理内容が多く含まれているため、多額の費用が見積もられる状況となっていることから否認する。

<裁定の概要>

審議を進める中で、申立人から提出された見積書、および被申立人から提出された鑑定書、証拠書類に基づき、審議会から第三者機関へ鑑定依頼を行い、被申立人が算出した鑑定結果に、当会鑑定結果が認定した箇所を追加した金額を当事者双方に提示したところ承諾が得られたので、和解契約書の締結をもって解決とした。